

令和7年度 貸付申請・契約手続きの流れ

栃木県社会福祉協議会（とちぎ保育士・保育所支援センター）

申請者（施設・事業所）

1 申請（以下の第1期・第2期の期間内に提出）

第1期 令和7年6月2日（月）～7月4日（金）

令和7年1月1日～6月30日までに保育補助者を雇い上げた事業所

第2期 令和7年12月1日（月）～令和8年1月15日（木）

令和7年7月1日～12月31日までに保育補助者を雇い上げた事業所

2 審査・貸付決定（提出書類を案内・送付）

第1期貸付決定 7月中旬頃 / 第2期貸付決定 1月下旬頃

3 貸付契約（期日までに借用証書・印鑑証明書等を提出）

第1期貸付決定 8月上旬迄 / 第2期貸付決定 2月上旬迄

4 交付に係る必要書類（貸付申請年度以降も同様）

- ・業務従事証明書（別記様式第10号）
 - ・保育士勤務環境改善報告書（別記様式第24号）
 - ・当該年度又は直近年度分の処遇改善加算認定申請書（写）および市町からの認定通知（写）
 - ・保育士試験一部合格通知書（写）又は保育士養成校単位修得証明
- 【貸付決定年度】貸付契約書と同時に提出、最新のものが届き次第順次提出
- 【2年目以降】8月交付前迄に提出、最新のものが届き次第順次提出

5 貸付額交付（原則8月・2月に実績払い）

6 保育補助者がやむを得ない事由で休職（復職）する場合

- ・休職・復職・停職届（別記様式第17号）

7 保育補助者が保育士資格を取得した場合（返還免除申請）

- ① とちぎ保育士・保育所支援センターに連絡（保育士証が届くまで数カ月かかる）
- ② 保育士証の写し、返還免除申請書、資格登録届等を提出

8 保育補助者が貸付期間内に保育士資格を取得できない場合

- ① 貸付期間終了後1年以内に保育士資格を取得できる見込みがある
⇒返還猶予申請書、保育士試験一部合格通知書等を提出
- ② 貸付期間終了後1年以内に保育士資格を取得できる見込みがない
⇒返還計画書等を提出

その他、ご不明な点がございましたらとちぎ保育士・保育所支援センターまでご連絡ください。

（電話 028-307-4194 保育補助者雇上費貸付担当）